

令和4年度第1回鹿児島県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 開催日時

令和4年12月22日（木） 午後2時から午後3時30分

2 場所

県行政庁舎 18階特別会議室

3 出席者

- ・ 委員 19名中13名
- ・ 事務局 障害福祉課長, 障害者支援室長, 精神保健福祉対策監ほか

4 議事録

(1) 開会

13名の委員と2名の代理が出席し, 委員の半数以上が出席。

(2) 会長の選任, 職務代理者の指名

(3) 協議事項

次期障害者計画骨子案について

① 事務局説明

② 質疑応答

【委員】

この骨子案の第2章に「まちづくりの推進」と書いてあるが, その中で, 鹿児島県も本港区エリア一帯などのまちづくりが今後推進されていくので, ここはまちづくりという意味より, ユニバーサルデザインを盛り込んだまちづくり, とより具体的に書いた方が障害者だけではなく, 皆が利用しやすいまちづくりになっていくかと思う。

【事務局】

現行の計画等の中身等や, 御意見も踏まえて検討させていただきたい。

【委員】

7ページの「10 (3)ユニバーサルツーリズムの推進」について、今ユニバーサルツーリズムが委託されてる業者が一社という状況で、PR観光課としてもなかなか推進が厳しいという現状がある。

また、ユニバーサルツーリズムと、今、鹿児島県は、サイクルツーリズムを推進しており、先日もタンデム自転車で、鹿屋において試走を行っている。サイクルツーリズムもできたら盛り込んでいただいて、両方ともユニバーサルツーリズムだけではなく、サイクルなどスポーツの推進に盛り込んでいただきたいと思う。

【事務局】

ユニバーサルツーリズム、それからサイクルツーリズムについて、所管課も含めてこういった形で打ち出すことができるかどうかということについて検討したい。

【委員】

9ページの「7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」の中に、医療的ケア児支援センターにおける相談支援とあるが、現在、支援センターを鹿児島県はまだ設置していないと思う。

その中でここを盛り込んでいく意味や方向性等、どのようにここを明確に書いていくのか教えてほしい。

【事務局】

医療的ケア児支援センターについては、委員がおっしゃるように、まだ鹿児島県では設置されていない状況である。

早期の設置に向けて、今検討しているところであるので、設置や設置後の状況も見据えて、この部分について書ける内容を盛り込んでいければと考えているところである。

【委員】

これを見ると、センターがあるような文言に見えるかと思うので、設置に向けてどのようにしていくかということを書いた上で、これを書いていくべきだと思う。そこも検討していただいて、ここに盛り込んでいただければと思う。

【委員】

資料 1 の 9 ページの電話リレーサービスの認知のところだが、この電話リレーサービスは、聴覚障害者のための電話リレーサービスだと思うが、記載には視覚障害者と書いてある。

【事務局】

委員がおっしゃるとおり、聴覚障害ではないかと思うので、再度確認し、修正する必要があるれば修正したいと思う。

【委員】

前日も同じコメントを申し上げたかと思うが、このアンケートの「9 今後、充実を望む制度やサービス」という中に「②在宅生活を支える福祉サービス」と入っているが、おそらく訪問介護のサービスもこの中に含まれるのではないかと思う。

この第 5 次骨格案の中で、4 ページの「第 2 章 4 障害福祉サービス提供体制の充実」が盛り込まれているが、実際現場で仕事をしている訪問介護の職員が、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方のサービスを担っている。

この中で、介護保険サービスは研修が充実しており、2 月にも認知症のオンライン研修の案内が届いていた。

そういった時に、障害福祉サービスの研修の機会が本当になく、ヘルパーたちは手探りで現場に入ってるような状況である。

例えば、重度訪問介護のサービスで入る場合は、どこまでやっていいのかと家族を含めたようなサービスは、皆なかなか難しく入りたがらない。

だから、現場に入る介護職員が入りやすくなるような知識やスキルをアップさせるような研修があって欲しいということを、前も申し上げたように記憶している。

皆に周知し、ヘルパー協会に入ってる事業者たちが研修に参加するというのが、障害の方々と向き合うという機会になり、そしてまた「あ、そうか、こういうふうになればいいんだな。」というように支援の仕方のスキルアップにもなっていき、相手を知ることにもなっていくと思う。

そのため、介護福祉サービスに従事する人たちに対するスキルアップをどのようにするのかというところを、この計画の中に入れてほしい。

今、人手不足で本当に困っているところで、皆、介護保険のサービスには割と入っていくが、障害福祉サービスには、「いや、ちょっと難しいから。」と、なかなか入っていくことができないのが現状である。

私は月に 1 回、日本ホームヘルパー協会の会長会へオンラインで参加してい

るが、他県の話を知ると、障害分野を含めた様々な研修があるという話も多く聞く。

もしかしたら、県から発信されてるのかもしれないが、現場の事業所に達していないと思う。特に重度訪問介護は時間が長いため、このようにアンケートをとっても「10 事業所ぐらいから断られた。」と言って、電話が来たケースもある。

そのため、そういうところに入りやすいような色々な研修の場などを作っていただきたい。障害のある利用者たちのためになることだと思う。

【会長】

今の御意見や御質問は、アンケートの結果を踏まえて、骨子案の5ページの「7 自立した生活の支援」の「(3) 在宅サービス等の充実」や「(5) サービスの質の向上等」というところに関連して、研修の充実などについての盛り込み方などについての意見ということによろしいか。

事務局として意見はあるか。

【事務局】

研修の実態も含めて現状の把握をした上で、また計画の中に何が盛り込めるのかについて検討させていただきたい。

【委員】

資料1の5ページ、第3章の「7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進」の、おそらく「(2) 相談支援体制の構築」と関わってくるのだと考えているが、障害のある方が保護者となって、子育てをされる場合の支援についても、ここの項目が関連していくと理解してよろしいか。

障害児や障害者の方への支援というところはあるが、子育てを行っていくとなると、さらに観点が必要になってくるのではと思ったため、質問させていただいた。

【事務局】

国の政策委員会でも、実は親、家族などがキーワードとして上がってきている。当然、障害者に対する支援もだが、家族や親などといったような目線も大事にさせていただきながら、盛り込む方向があればそうしていきたいと考えている。

【藤田委員】

アンケートの結果が完結している中で、私どもの身体障害者の関係で、少し象徴的な部分があるということと、協会で色々な取組をしていることと少し合致

する部分がある。

アンケートの3ページについて、「5 災害が起こった場合の不安」という項目で、「④避難場所が障害者に配慮してあるか・⑤必要な医療や薬が手に入るか・⑥避難場所で他の人と生活できるか」、そういったところの割合が高くなっている。

九州の身体障害者の相談員の会議で、ここ3年ほど、この災害の避難所等について、あるいは、避難の仕方等について色々と研修を重ねている。今年も、鹿児島県が九州の担当県になり、この項目も取り上げさせていただいた。

身体障害の場合は、色々な障害を持った方々がいる。そういう方々が、広い体育館の中に避難してきて一緒にいる、となると、やはりこのような項目で割合が高かったのは、そういう部分が多少あるのではと思っている。

今後どのように盛り込むことができるのか、一応念頭に置いておいていただければ大変ありがたい。

それと計画案の8ページの図だが、県の計画と市町村の計画が今後連携という形になってくると思う。

実際に、具体的に市町村の計画と上手く連動して、もしかしたら市町村の計画が、更にそれぞれ細かな表現や取組になってくるのではないかと思うので、ぜひそこも良い連携をとっていただければと思う。

また、市町村の計画の見直しというのは、県と同じような時期になるのか。

【事務局】

障害者基本法の中では、県は国の計画を基本にする、市町村は県、国の計画を基本とするという形にはなっている。

県と国は5年間という形になっているが、実はそうっていない地方自治体も多くある。

市町村は、障害福祉計画で報酬等々を含む数値目標というのを市町村で立てる。最初冒頭に申し上げた国の基本指針、次期指針というものを今国が作っているが、それを踏まえて、来年度、県や市町村は障害福祉計画を策定する。この障害福祉計画と同じタイミングで、市町村障害者計画を作っている市町村がほとんどである。

もちろん別立てで作るところもあり、他の総合計画のようなものに入れているところもあるが、作業としては3年ごと、もしくは障害者計画は6年ごとで中間見直しを入れるような形で行っているところもあるため、基本的には、ほとんどのところが来年度、障害福祉計画には取り組み、障害者計画についても取り組んでいくのではないかと思っている。

【委員】

私たちの街の話で申し上げますと、この障害者計画、障害福祉計画は3年を一区切りとして作っている。

現在は、令和3年度から5年度までを計画期間とする第6期の計画になっている。

ただ、これも参考にしているのは当然、県であったり国であったり、そういったものをしっかりと入れながら作っているところである。

必ず連動して行っているため、市町によってはその期間がどうなのかということ、私も把握はしていないが、今後、市長会あるいは町村会の方にも、こういったところはしっかりと連動して作っていただきたいという御意見があったということはお伝えしたいと思う。

【委員】

今後、自立した生活の支援などそういうところに、国もとても力をいれていると思うが、私たち精神障害の当事者や関係者などは、家族支援というものがなかなかもらえていない。

自立したいと思っても家族の協力がなくなかなか難しく、家族の支援を私たちは本当に望んでいるところである。そういうところもぜひ盛り込んで欲しいと思う。

【事務局】

地域移行などそういった部分も含めて、また検討させていただきたい。

【委員】

このアンケート調査だが、この中に難病患者などそういった文言が入っていないということと、難病患者に対してのアンケートがなかったのはどうしてなのか。

難病患者は、保健医療の推進の中には入っているが、やはり私たちも雇用や就労で悩むことはたくさんある。

私は今、皆さんが見ていて普通と思われるかもしれないが、私はパーキンソン病を20年前に発症しており、薬を飲んで今この状態である。薬が切れると全く動くことができない状態になる。そのため、分かってほしいと思うところである。

【事務局】

アンケートの対象の中に含めていなかったというところについては、過去のアンケートでもそういう形にしていたところもあり、配慮をしていなかったと

ころがある。申し訳ない。

また、今回のアンケートについて、実施するときに検討させていただきたい。

難病を抱える方々の御意見等についても、団体に対して御意見を伺うなど、そういった機会を設けたいと思うので、またそちらの方で御意見をいただければと思う。

【委員】

アクセシビリティについて、これに入るかどうかは分からないが、視覚障害者の方からの意見で、今情報化が進んでいくことはいいのだが、レジのIT化が進んだり、病院等の自動受付や自動精算などが進んで視覚障害者が1人で病院に行けなかったり、またセルフレジの導入などが進んでいるので、とても困るということであった。IT化が進むことはいいのだが、今、人件費削減によって、お店にも店員がいない。

そこのところをどうしていったらいいのか、県でも考えていただきたい。

また、補助犬の周知というところで、第5次計画の「7 (6) 身体障害者補助犬の周知等」について、私たちも啓発活動をしているが、なかなか鹿児島県では、お店や宿泊施設等、色々なところで補助犬の周知がなされていないところが多い。

来年は、かごしま国体もあるのにどうするのだろうかと感じることがある。私も一生懸命周知を行っているが、もう少し県も力を入れてパンフレットをお店や旅行業などに配っていただいて徹底して欲しいと思っている。

今、空港には、補助犬用のトイレ設置工事が着工をするのではないかと思う。

就労の話になるが、鹿児島県は非常に遅れていて、一般就労に行くことができない方々の支援も大事だが、私たちのような一般就労している者も補助犬として連れて行くことができないことがほとんどである。

しかし、東京では、一般就労に補助犬と行くことは当たり前、というぐらい進んでいる。

鹿児島県では、昔は20頭ほどいた補助犬が、10頭ほどに減ってしまっている状態である。せっかく良い制度があるのに残念だということと、自分たちの啓発もまだまだ足りないのではないかとも思っているので、もう少しその点を具体的に書いていただいて、力を入れていただければと思う。

【事務局】

レジのIT化の関係だが、そこはやはり店舗や病院側の配慮に関する部分に当たるかと思うため、その点については、今後とも障害のある方への合理的配慮ということで広く啓発活動を行って参りたい。

加えて、補助犬の関係だが、来年、かごしま国体が開催されるが、現在、関係

部局とも連携をしながら、心のバリアフリーということで、補助犬の目的や受け入れにあたっての配慮等についても、周知啓発を行ってるところである。今後とも引き続き、そういった取組を進めて参りたい。

また、一般就労の関係で、他県では、補助犬と行くことができるというような話であったが、そういったことについても、広く企業等に対して普及啓発活動を行って参りたいと思う。

【委員】

資料1の5ページ、7、8に当たると思うが、障害児の支援というのは、段々充実しつつあって、専門の医師や先生、支援者がいると思う。

私どもは親の会でもあり、障害者の親のサポートなども厚くしている。

そういった障害児には専門家の先生などがいて、サポートも手厚いが、障害児の親に対してのサポートというものがなかなか進まない現状もある。

難しい部分であると思うが、そういったところも含めて、こちらの骨子案に含めていただきたいということと、県でもペアレントメンターの事業を進めていただいている。私もメンターの1人で活動に参加させていただいているが、もっとメンターの活用を行っていただいて、保護者支援も進めていただければ、お母さんたちも安心して子育てができるのではないかと思う。

【事務局】

いただいた御意見を踏まえて、どのように盛り込むことができるのか、どこに入れることができるのかを検討させていただきたい。

【会長】

今回は、計画の骨子案ということで色々と御意見、御要望をいただいた。

今後、先ほどスケジュールの説明もあったように、事務局で計画素案を作成することなので、本日お出しいただいた意見、要望等について十分反映するように願います。

それから、計画策定にあたって、鹿児島県手話言語条例第7条第2項により、鹿児島県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならないと定められている。

これについては、事務局の方で調整をしていただいて、同協議会から意見をいただきたいと思う。

それでは、本日の協議を終了する。

【事務局】

以上をもって、令和4年度第1回鹿児島県障害者施策推進協議会を閉会する。